

学校生活の決まり

1. 登下校及び教育活動の際は学校指定の制服を着用する。

	制服	夏期制服（6月1日～9月30日）
タイプⅠ	ブレザー、スラックス ネクタイ ワイシャツ（白無地）	スラックス （ネクタイ） ワイシャツ（白無地）
タイプⅡ	ブレザー、スカート（並丈）・スラックス ネクタイ・ダブル蝶タイ（ストライプ柄）、 ブラウス（白無地） ソックス（紺無地・ワンポイント可）	スカート・スラックス セーラーブラウス ダブル蝶タイ（赤・グレー） ソックス（紺無地・ワンポイント可）

補足

- ・タイプⅠ 夏期制服のネクタイは省略可（ブレザー着用時はネクタイ着用）
 - ・タイプⅡ 正装着用時のソックスは紺のハイソックス
正装着用時の夏期制服のダブル蝶タイは赤
 - ・制服・夏期制服共に、寒暖に応じてセーター，ベスト，カーディガンの着用可
（黒・紺・茶・白・灰・深緑色で単色）
 - ・移行期として、5月と10月に限り寒暖に応じて夏期制服の着用可。
 - ・夏季休業中，ポロシャツ（白無地）の着用可。
 - ・制服が着用できない時は，願い出て許可を得ること。
2. 指定箇所に校章をつける。
 3. 上履きは，本校指定（学年色）とする。
通学用の靴は革靴（平踵）や運動靴とする。
 4. 染髪・脱色は禁止する。
 5. 教育活動に不要なものや、高額なものは持ってこないこと。

禁止行為について

次の行為は絶対に禁ずる。違反した生徒には指導、措置等を行う。

1. 理由の如何に関わらず暴力をふるうこと。（度を越えた言動も含む）
2. 故意の器物破損、及びいたずら。
3. 定期考査及びそれに準ずる試験での不正行為。
4. オートバイ、自動車による通学。
5. 飲酒、喫煙等法律で禁止されている行為。
6. 人権侵害に関わる行為。
7. その他反社会的行為。